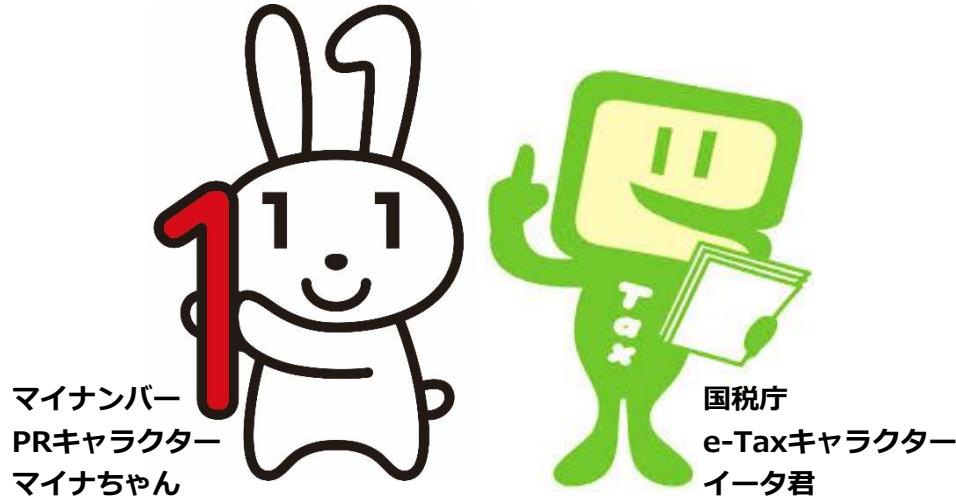


iPhone スマートフォン活用編



マイナンバーカードを使って
「スマホで確定申告(e-Tax)」が
できるようにしましょう



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

①

令和6年3月

目 次

1. e-Taxを知りましょう

- A. 確定申告とは? P 4
- B. 申告方法について P 5
- C. e-Taxとは P 6
- D. e-Taxなら、こんないいこと P 7
- E. 申告書の作成・送信までの流れ P 8
- F. 講座の説明範囲 P 9

2. マイナンバーカードでe-Taxを利用できるようにしましょう

- A. マイナンバーカードを使ったスマホでの確定申告に必要なもの(事前準備) P 11
- B. 申告されたことがある方へ P 12
- C. マイナポータルアプリの入手およびインストールのしかた P 14
- D. マイナポータルの利用開始 P 15
- E. マイナポータルとe-Taxを連携 P 18
- F. 自宅で申告書の作成・送信を行う場合の注意事項 P 26
- G. 困った時の相談窓口 P 27



1

e-Taxを知りましょう



1-A 確定申告とは？

所得税の確定申告は、毎年1月から12月までの1年間に生じた全ての所得とそれに対する所得税の額を計算し、確定申告書を提出して、源泉徴収された税金などとの過不足を精算する手続です。

- 申告書の提出が必要な方は、国税庁ホームページで確認できます。

詳細は、国税庁ホームページでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/teishutsu.htm>

「申告の流れ・申告が必要な方」



1-B 申告方法について



税務署への申告方法は、2種類です。

- パソコンやスマホを使い、e-Taxでオンライン送信
- 申告書類を郵送又は税務署へ持参し提出

e-Taxによる申告方法は、2種類です。

- マイナンバーカード方式
 - ID／パスワード方式
- ※ ID／パスワード方式は、暫定的な対応です。

- この講座では、マイナンバーカード方式による
申告方法について説明します。

1-C e-Taxとは？

e-Taxとは、「国税電子申告・納税システム」のことです。国税に関する申告や納税などのさまざまな手続きを、税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができる国税庁が提供するサービスです。

- 国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、申告書を作成できます。また、作成した申告書をe-Taxを利用して送信（提出）することもできます。

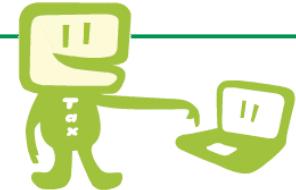


1-D e-Taxなら、こんないいこと



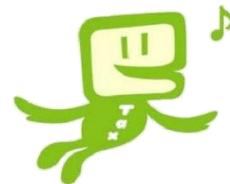
自宅からオンラインで申告ができます

税務署に行かなくても、国税庁ホームページで申告書を作成し、自宅からオンラインで提出（送信）できます。



添付書類の提出を省略できます

生命保険料控除の証明書などは、その記載内容（生命保険会社などの名称、支払金額など）を入力して送信することで、提出または提示を省略することができます。



24時間受付

確定申告期は全日24時間e-Taxでの提出（送信）が可能です。

※メンテナンス時間及び12月29日～1月3日は除きます。

確定申告期以外は、火曜～金曜までは24時間、月曜日、土曜日、日曜日、休祝日は8時30分から24時まで、e-Taxでの提出（送信）が可能です。

※メンテナンス日は除きます。



1-E 申告書の作成・送信までの流れ

事前準備

- ① マイナポータルのインストール
- ② マイナポータルの利用者登録
- ③ e-Taxの利用者登録
- ④ マイナポータルとe-Taxの連携(紐付け設定)
- ⑤ マイナポータルとの連携



申告データの入力・送信・保存



- ⑥ 国税庁ホームページへのアクセス
- ⑦ 金額などの入力
- ⑧ 申告書データの送信
- ⑨ 申告書データの印刷・保存

※ この講座では⑤までの実施となります。

1-F 講座の説明範囲

講師は、税理士や税務職員のように専門的な知識、資格を有していないため、本講義では、税に関する制度や、受講者の方の申告内容に関することはお答えできません。

そのため、本講義では、実際に操作をしながら事前の準備をし、申告書の作成や送信については、教材を見ながらご自宅で行っていただきます。

ご自宅で申告書を作成される際、制度のことや、操作方法などの分からないことを調べる方法も本講義で説明しますので、ご安心ください。



2

マイナンバーカードで
e-Taxを利用できるよう
にしましょう



2-A

マイナンバーカードを使ったスマホでの確定申告に必要なもの（事前準備）

以下のものを準備しましょう。

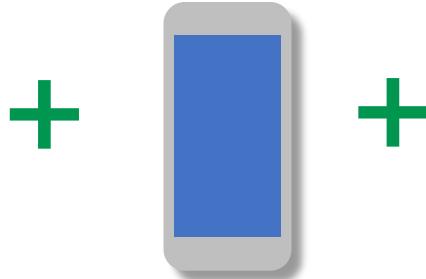
①

マイナンバー
カード



②

マイナンバー
カード対応の
スマートフォン



③

マイナンバーカード受取時に
設定したパスワード

利用者証明用
電子証明書の
数字4桁の
パスワード



券面事項入力
補助用の
数字4桁の
パスワード



署名用電子証
明書の
英数字6桁～
16桁の
パスワード



マイナンバーカード対応
スマートフォン機種の確認は
こちらから

2-B 過去に申告されたことがある方へ

スマホで確定申告を行う場合、e-TaxのID（利用者識別番号）を取得する必要があります。過去に申告されたことがある方は、以下をご確認ください。

- 過去に、税務署のパソコンなどでe-Taxをご利用された方は、次の書類にe-TaxのIDが表示されています。



- 取得済みの方は、改めて取得する必要はありません。
- 誤って複数（二重に）取得した場合は、最後に取得したIDが有効となり、古いIDに係る過去の申告状況が確認できなくなりますので、ご注意ください。

2-B 過去に申告されたことがある方へ

過去にIDを取得したものの、IDをお忘れの方、
暗証番号をお忘れの方は、変更等届出書を提出（送信）することで、
税務署から利用者識別番号の通知等を受けることができます。

- 変更等届出書を提出する

https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm#tabs_2

- 上記のページの「変更等届出（個人の方用）
利用者識別番号・暗証番号をお忘れになった方」
から変更等届出書を提出してください。



2-C マイナポータルアプリの入手 および インストールのしかた

マイナポータルアプリ<デジタル庁>をインストールします。

①

ホーム画面で「AppStore」
をダブルタップ

②

画面右下の「検索」を
ダブルタップ

③

検索ボックスをダブルタップ
して「マイナポータル」と
入力し検索をダブルタップ

④

検索結果の中から該当の
アプリまでスワイプし
「入手」をダブルタップ

※『アプリを開くときには、
Siriを起動して「○○を開いて」
と声をかけてもいいでしょう



※ マイナポータルアプリ<デジタル庁>が見つからない場合は、OSがiOS 14.0以上、
ブラウザがSafari 13以上の条件を満たしていない可能性があります。

バージョンアップしてから再度、インストールしてください。

※ WEBサイトへ接続するため別途通信料がかかりことがあります。



2-D マイナポータルの利用開始

マイナポータルアプリへログインしましょう

- ① ホーム画面で「マイナポータル」のアイコンをダブルタップ

- ② 「登録・ログイン」をダブルタップ



1



2-D マイナポータルの利用開始

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書※の認証です。

※利用者証明用電子証明書は、マイナンバーカードに搭載されている、インターネットのウェブサイト等にログインする際に利用する電子証明書です。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。

- ① 利用者証明用電子証明書の
パスワード(数字4ケタ)を入力



※マイナンバーカードを
市区町村の窓口で受け取った際に
利用者証明用電子証明書に
設定した数字4桁のパスワード

※パスワードは、
3回連続して間違えると
ロックがかかるので
ご注意ください

※パスワードは
ご自分で入力してください。
代理の方による入力は
行わないでください。

- ② 「読み取り開始」を
ダブルタップ

- ③ 「読み取りが完了しました」が表示されるまで
マイナンバーカードをスマートフォン裏面に
密着させてください



2-D マイナポータルの利用開始

はじめてログインする方は
利用者登録が必要です。

①

「メール通知」をダブルタップで
選択、「メールアドレス」を入力し
画面を上にスクロールする

②

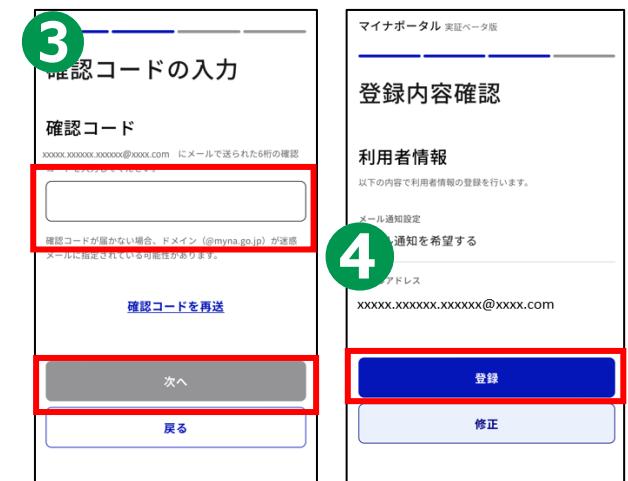
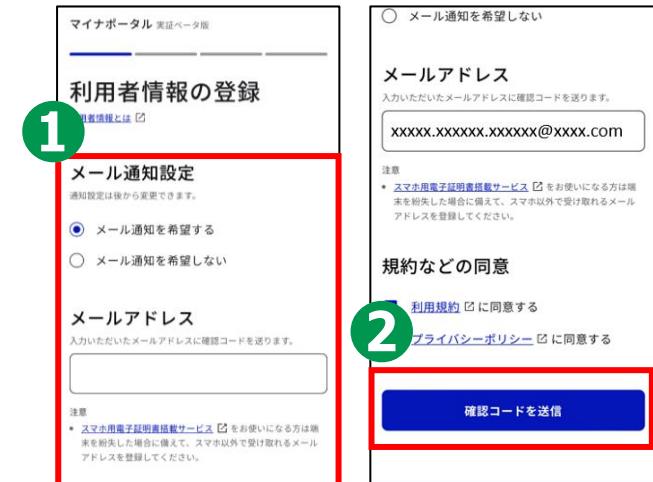
「確認コードを送信」を
ダブルタップ

③

「確認コード」を入力し
「次へ」をダブルタップ

④

画面下部の「登録」を
ダブルタップ



2-E マイナポータルとe-Taxを連携

「国税電子申告・納税システム
(e-Tax)」とつながりましょう。

①

メインメニューで、画面左上の
「三本線」をダブルタップ

②

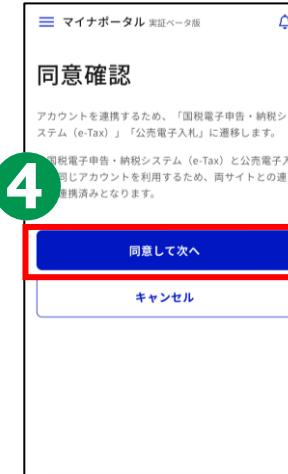
「外部サイトとの連携」を
ダブルタップ

③

国税電子申告・納税システム
(e-Tax) の「連携」をダブルタップ

④

「同意して次へ」を
ダブルタップ



2-E マイナポータルとe-Taxを連携

e-Taxの利用状況により、手續が異なります。

①

すでにe-Taxを利用したことがある方は「e-Taxへログイン」をダブルタップ
→2-Eの最後のページに進んでください

②

e-Taxをはじめて利用する方は「お手続きの流れへ」をダブルタップし次のページへ



注意事項

すでにe-Taxをご利用したことがある方が、「お手続きの流れへ」ボタンから手続きをすると、現在ご利用の利用者識別番号は利用できなくなります。
また、今までの申告書等の送信結果などの内容確認等もできなくなりますのでご注意ください。

2-E マイナポータルとe-Taxを連携

e-Taxをはじめて利用する方の利用者情報を登録します。

1

画面下部の「マイナンバーカード読み取り」をダブルタップ

2

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4ケタ）を入力

3

画面下部の「読み取り開始」をダブルタップ

4

マイナンバーカードを後ろにかざす



2-E マイナポータルとe-Taxを連携

e-Taxをはじめて利用する方の利用者情報を登録します。

1

画面下部の「マイナンバーカード読み取り」をダブルタップ

2

券面事項入力補助用のパスワード（数字4ケタ）を入力

3

画面下部の「読み取り開始」をダブルタップ

4

マイナンバーカードを後ろにかざす



2-E マイナポータルとe-Taxを連携

e-Taxをはじめて利用する方の利用者情報を登録します。

1

マイナンバーカードから読み取った情報が自動で入力されますので、入力内容を確認してください
また、入力されていない項目を入力してください

2

未完了項目があれば、押して該当項目入力

3

「内容確認する」をダブルタップ

1

ご利用者情報

必須 姓(漢字)

例)国税

0/29

必須 名(漢字)

例)太郎

0/29

必須 姓(フリガナ)

例)コクゼイ

0/59

必須 名(フリガナ)

例)タロウ

0/59

必須 生年月日

1970

年

中 略

中 略

利用者識別番号の通知希望

利用者登録を完了すると「利用者識別番号」が発行されます。

電子納税などを予定されている方は、利用者識別番号が必要になるケースがあります。

必要ない方は、チェックを外してください。

利用者識別番号の通知を希望する

2

未完了項目が14個あります

ここを押すと最初の
未完了項目に移動します。

3

内容確認する

2-E マイナポータルとe-Taxを連携

入力内容の確認と送信

1

入力内容を確認して、間違いがなければ「送信する」をダブルタップ

2

訂正箇所があれば「戻る」をダブルタップして、該当する内容を訂正。訂正後、①「送信する」をダブルタップ

利用者情報登録 内容確認

お手続きの流れ

マイナンバーカード読み取り

e-Tax利用者情報登録

内容確認

e-Taxとつなぐ

提出先税務署をはじめ、入力内容を確認いただき、間違いがなければ、「送信する」ボタンを押してください。
内容を変更する場合は、「戻る」ボタンを押してください。
※納稅用確認番号は大切に保管してください。印刷、保存をお勧めします。

ご利用者情報

氏名(漢字)

国税 太郎

氏名(フリガナ)

コクゼイ タロウ

生年月日
1970年01月01日
中 略

納稅用確認番号
700101

納稅用カナ氏名・名称
コクゼイ タロウ

利用者識別番号の通知希望

利用者識別番号の通知を希望する

1 送信する

2 戻る

2-E マイナポータルとe-Taxを連携

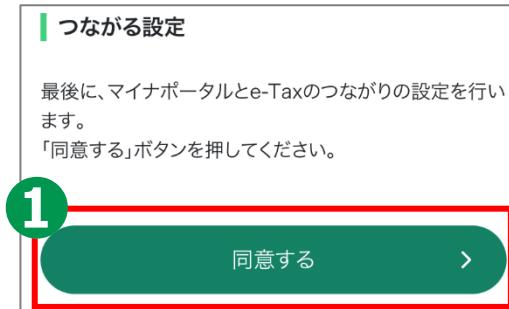
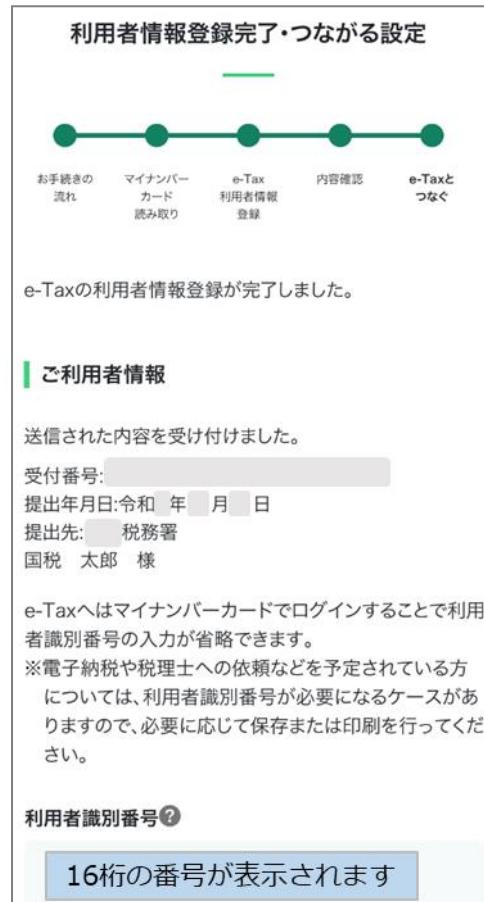
「つながる設定」の同意

これでe-Taxの
利用者情報の登録が
完了しました。

最後に、
マイナポータルと
e-Taxの
「つながる設定」を
行います。

①

「同意する」を
ダブルタップ



2-E マイナポータルとe-Taxを連携

すでに利用者識別番号をお持ちで、e-Taxを利用したことがある方

- 1 利用者識別番号を入力
- 2 暗証番号を入力し画面を上にスクロールする
- 3 生年月日を入力
- 4 「同意する」をダブルタップ

つながる設定

マイナポータルアカウントとe-Taxの利用者識別番号の関連付けを行います。
e-Taxの利用者識別番号と暗証番号、生年月日を入力し、「同意する」ボタンを押してください。

利用者識別番号や暗証番号をお忘れの場合はこちら

必須 利用者識別番号
例) 1111222233334444
0/16

必須 暗証番号
英数字・記号8文字以上50文字以内

必須 生年月日

1970 年
- 月 - 日

4 同意する

! 利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合

利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合は、マイナポータルアカウントの連携を行うことはできません。変更等届出書をご提出していただく必要があります。なお、秘密の質問と答えを登録済みの場合は、暗証番号の再設定をオンラインで行うことができますので、変更届出書を提出する必要はありません。変更等届出および暗証番号の再設定については、e-Taxホームページの「[利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合](#)」をご確認ください。

2-F 自宅で申告書の作成・送信を行った場合の注意事項

以上で、講義での説明は終了となります。

なお、マイナポータル連携を利用して申告書を作成する場合には事前準備が必要です（29,30ページ参照）。

申告書の作成・送信などご自宅で操作する際は、「3 マイナンバーカードで確定申告書を作成し、e-Taxで送信」を見ながら操作してください。

その際、次のことにご注意ください。

- 画面が講義資料と異なる。

⇒ 講義資料は令和5年1月時点の画面を使用して作成されてますので、実際の画面と異なる場合があります。

デジタル活用支援ポータルサイトに最新版の資料が掲載されていますので、最新版をご確認ください。

(サイトのURL)

<https://www.digi-katsu.go.jp/teaching-materials-and-videos>

2-G 困ったときの相談窓口



確定申告特集
ページのURL
(QRコード)

確定申告に関する制度やe-Taxで申告するための操作などは「確定申告特集ページ」から調べることができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

Q&Aや、
動画での説明は
こちらから



令和4年分 確定申告特集 メニュー

所得税等の相談
土日、夜間でもAI(人工知能)が自動回答します。

※ 令和4年分の消費税は、令和5年1月30日(月)以降に公開予定です。

チャットボットに相談

確定申告情報

- e-Taxの利用方法について
- 作成コーナーのマニュアル等
- 申告の流れ、申告が必要な方

確定申告特集ページ画面

チャットボット
(ふたば)で調べる

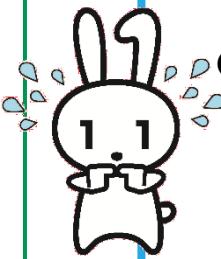
所得税の確定申告に関する疑問は、
チャットボット(ふたば)にお気軽にご相談ください。
土日・夜間でも利用できます。

(参考) マイナポータル連携とは

マイナポータル連携で確定申告書が簡単、便利に作成できます。

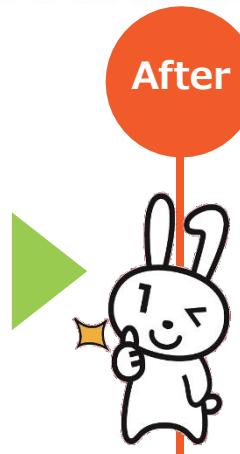
Before

- 控除証明書等の書面の収集・管理・提出が必要
- 書面の控除証明書等を1件1件確認しながら記入・入力



After

- 控除証明書等の書面の管理・保管が不要！データ提出でらくらく！
- マイナポータルから取得したデータを使って申告書の所定の項目に自動入力！



保険会社

保険料控除証明書

銀行等

年末残高証明書

証券会社

年間取引報告書

マイナポータル
から、まとめて
データで取得

申告書に
自動入力・
自動計算♪

税務署

(参考) マイナポータル連携に係る事前準備

マイナポータル連携を利用するためには、事前準備が必要です。国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」では、マイナポータル連携の具体的な機能の紹介のほか、事前準備の具体的な方法について、手順書を掲載しています。

国税庁トップ[®] (<https://www.nta.go.jp/index.htm>)
→ 税の情報・手続・用紙
→ 申告手續・用紙
→ マイナポータル連携特設ページ

マイナポータル連携に係る事前準備（全体図）

